

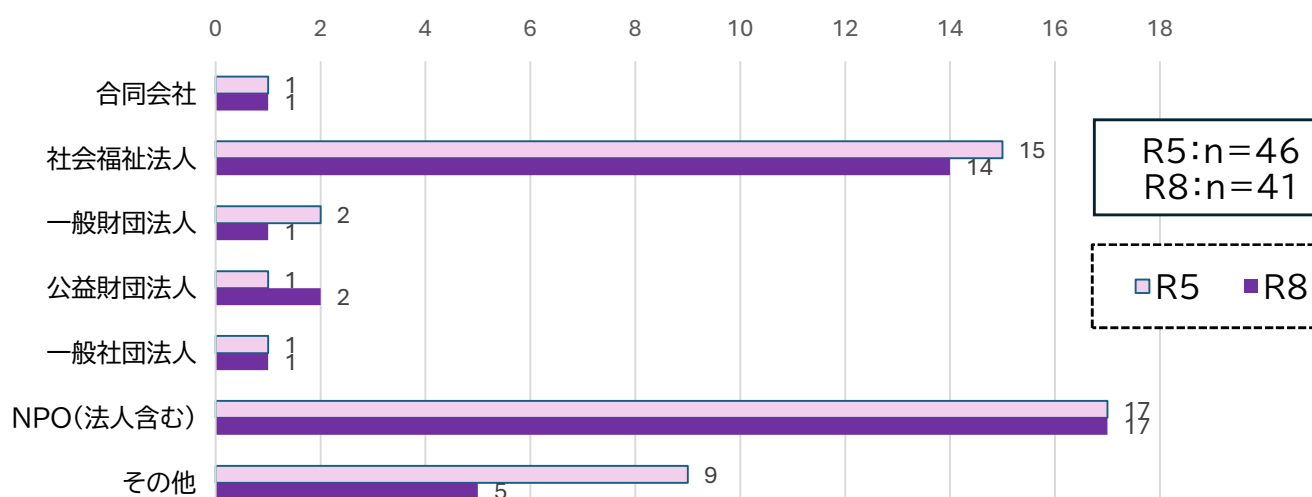
令和8年度 民間団体アンケート結果

資料2

アンケート概要

- 【実施時期】 … 令和8年6～8月
 【実施方法】 … 令和5年度の回答団体へ依頼。加えて府内市町村に関係のある民間団体へ周知を依頼。
 【回答数】 … 41団体から回答

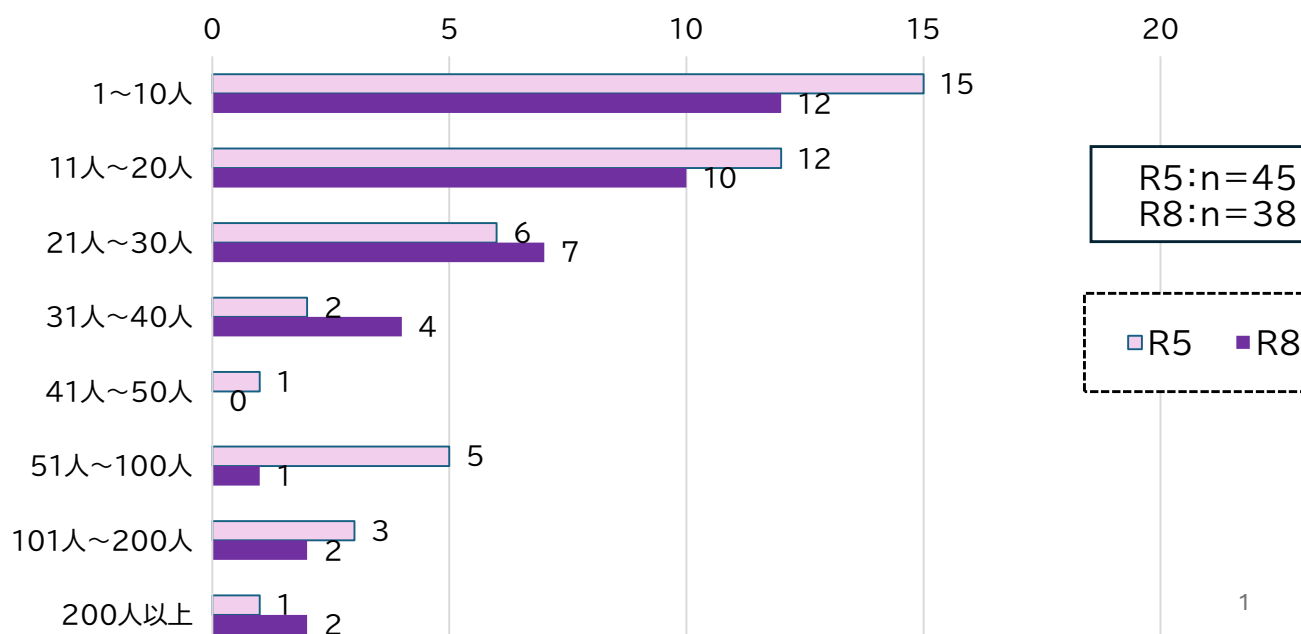
5 法人種別



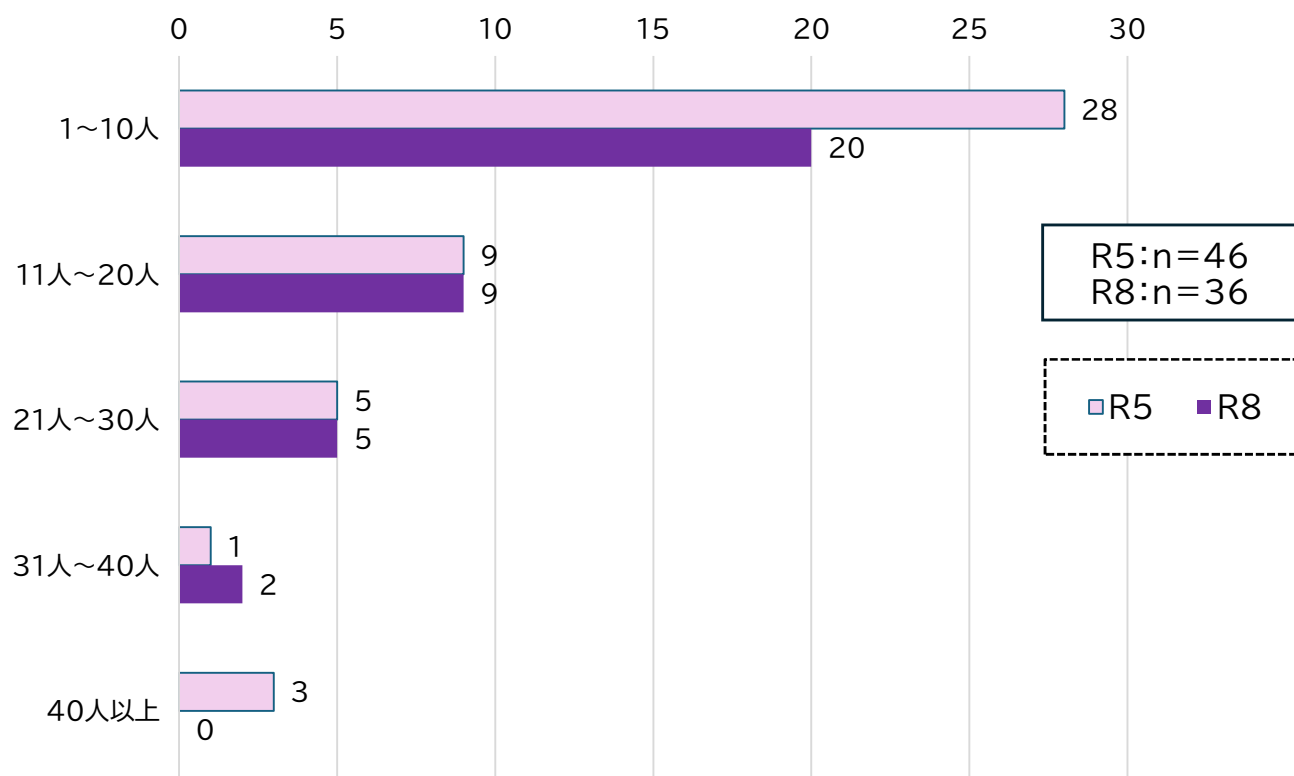
その他内容 (R8)

- ・ ボランティア団体
- ・ 非営利任意団体 市民ボランティア団体
- ・ 労働組合
- ・ NPO法人と共に活動

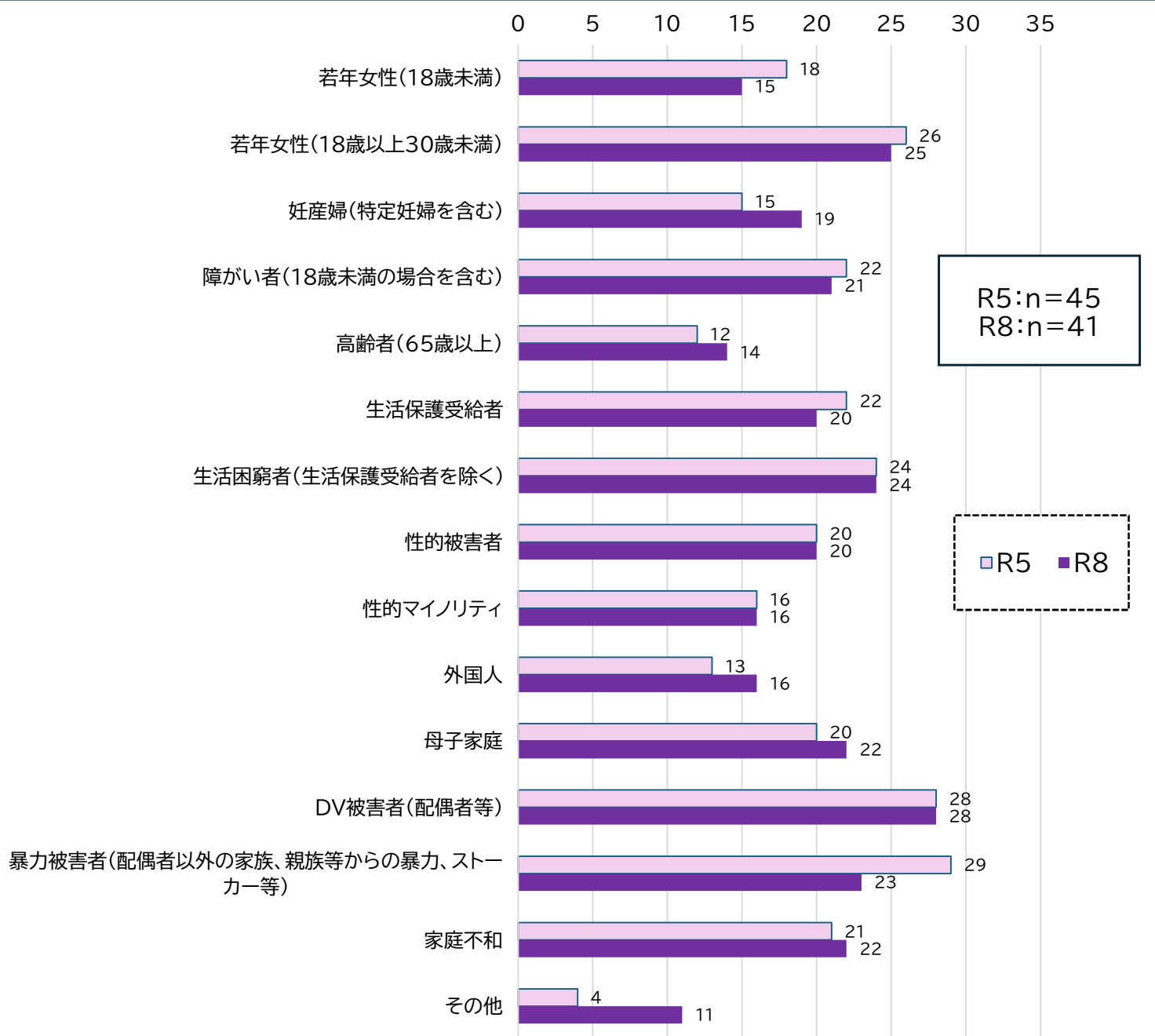
6 従業員数



7 女性支援に携わる従業員数



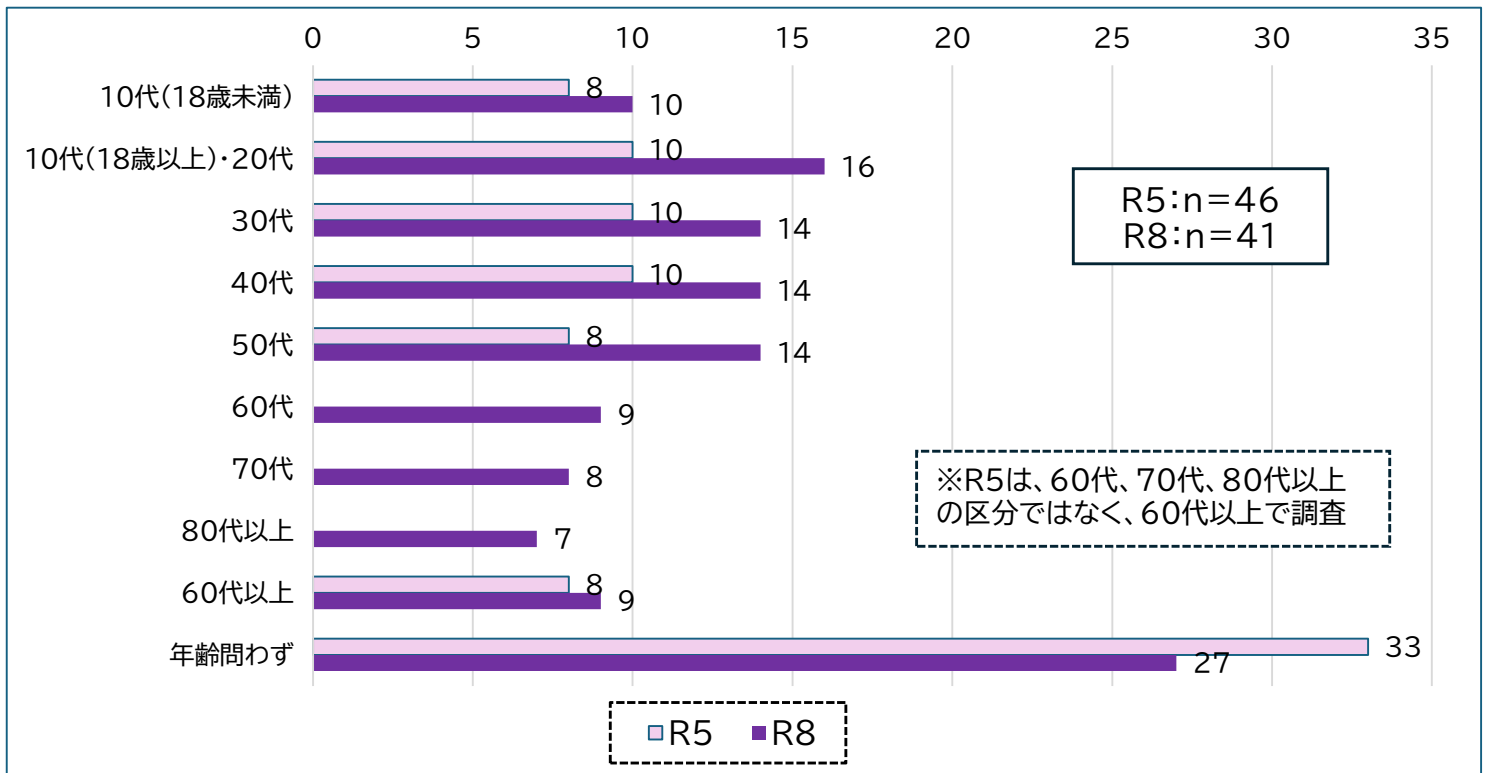
9 主な支援対象者（複数選択可）



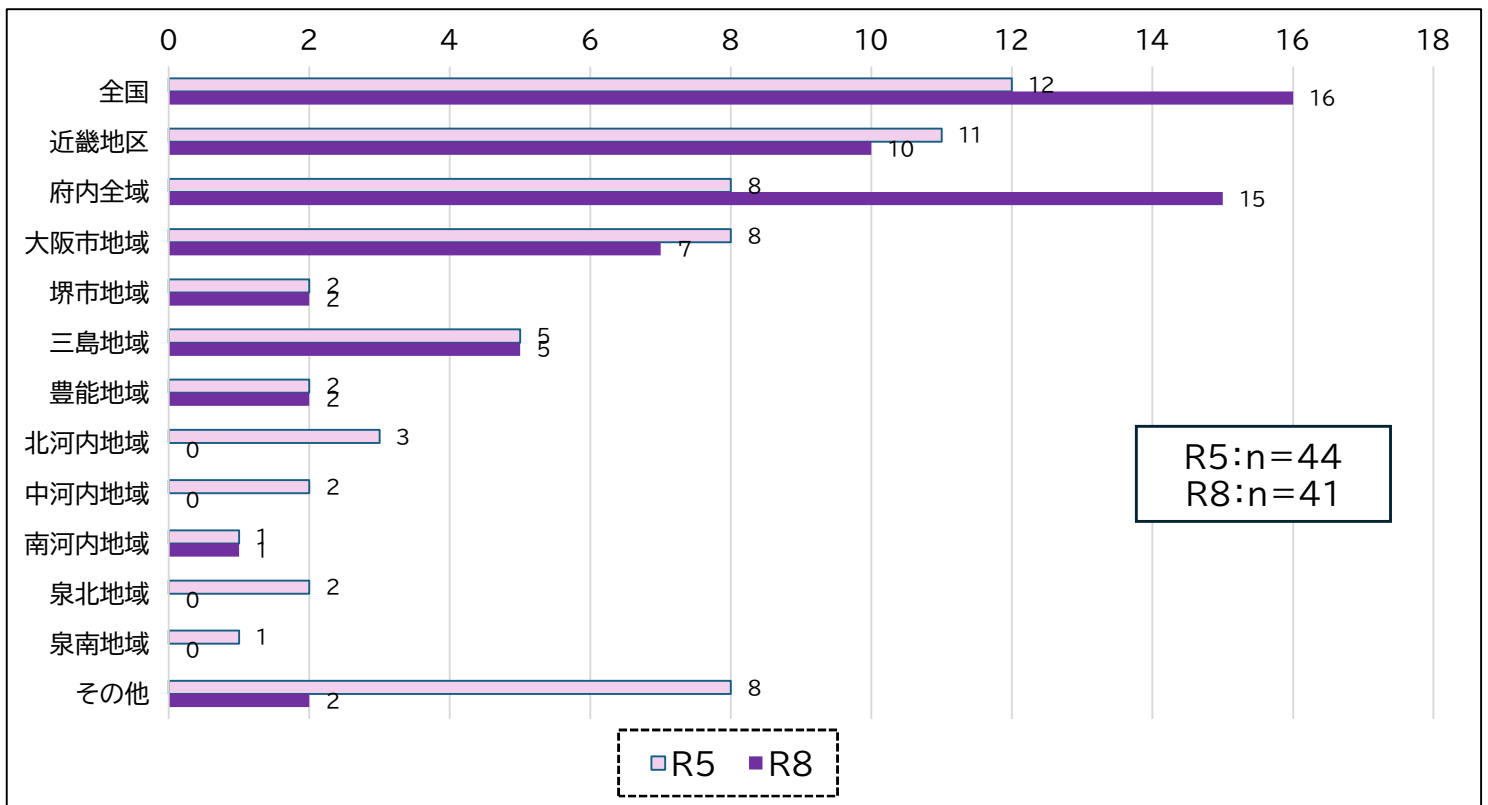
その他内容（R8）

- ・虐待被害による居所秘匿が必要な女性、引越し後の安全確保が必要な女性
- ・性産業従事者
- ・女子少年院退院者、性的・DV以外の犯罪被害者、教育虐待を含む親虐待被害者
- ・日本人男性からの性暴力、DV被害を受けた外国人女性
- ・子育て中の女性、中国帰国者
- ・女性（男女共同参画を目的として活動しており、主に女性のための安心できる語りの場の運営）
- ・地域のこどもたち（乳幼児から小学生）
- ・母親と一緒に一時避難してきた子ども（0歳～18歳未満）
- ・虐待や非行等により親と一緒に暮らせなくなった高校生年齢から大学卒業まで位の年齢の方
- ・男性のDV被害者
- ・若年男性

10 支援対象者の年齢（複数選択可）



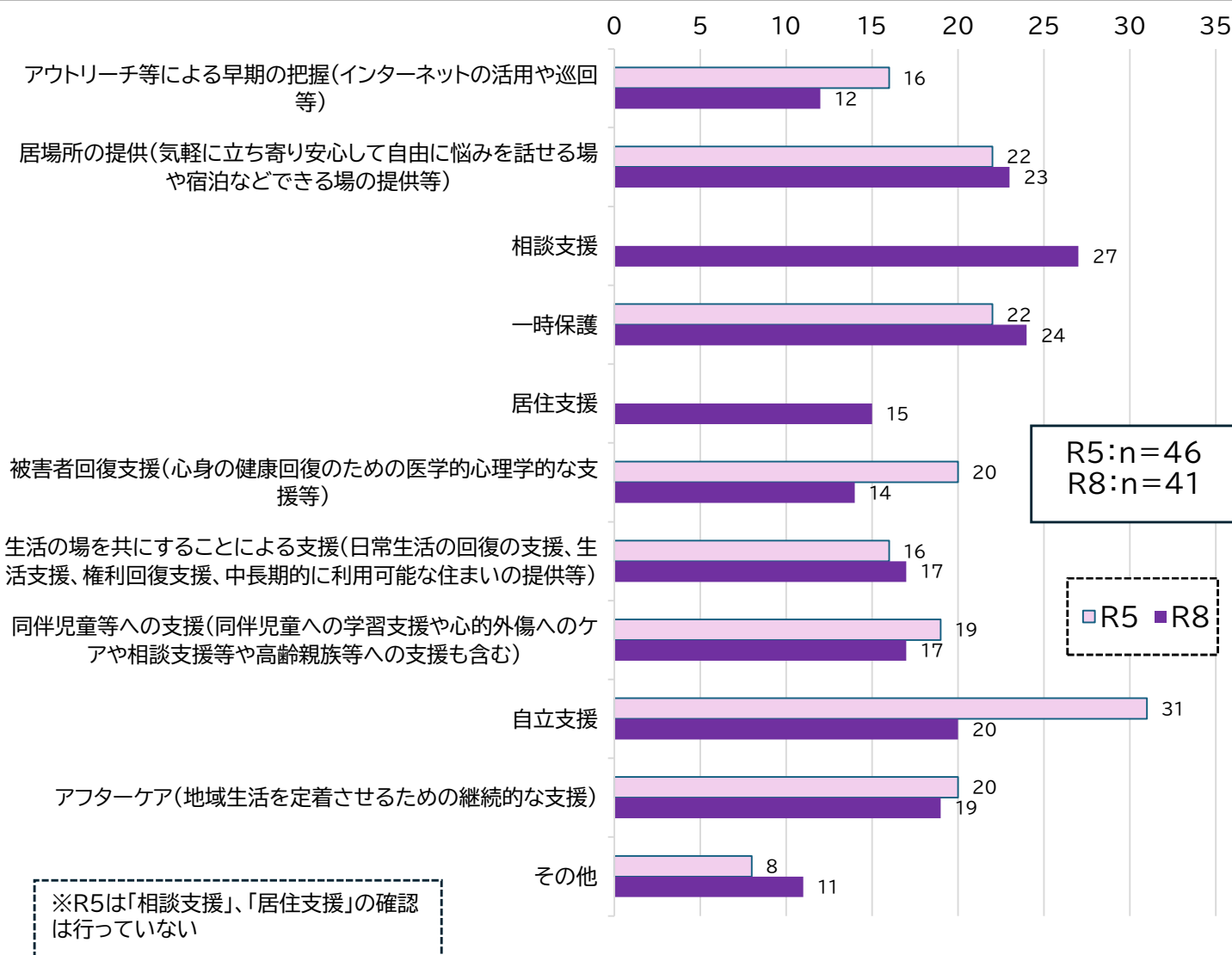
11 支援地域（活動地域）（複数選択可）



その他内容（R8）

- ・一時保護で受け入れを行った場合の利用者の方の地域
- ・大阪府および和歌山県との広域連携地域

12 団体が行う支援活動の内容（複数選択可）



その他内容（R8）

- ・ピアサポート
- ・親子交流支援
- ・医療機関、警察、検察、弁護士相談等への同行支援
- ・学生に対する学習支援 ・奨学金、親の借金など金銭問題等について弁護士、ファイナンシャルプランナー等への家計に関する相談、フードパントリー
- ・SNS相談支援、電話相談、行政手続きの同行支援、住民票支援措置の案内、食料支援、生活困難者への継続支援、警察・行政との連携調整など
- ・相談受理後、ワンストップセンター、弁護士、福祉、クリニック等へ繋げる支援
- ・幼児や小学生対象の自分のからだやこころを守る安全教育
- ・英語圏利用者への英語での相談支援、使用言語により外国人支援団体等と連携した支援、DVを経験したこどもと大人のためのペアレント講座
- ・カウンセリング、講座、グループ、イベント等の参加者への支援、および女性相談（行政、団体等の）への来所者に対する支援
- ・オープンシェルター（日常から離れて1・2日ほど一人になり、安心できる人に胸の内を話す）

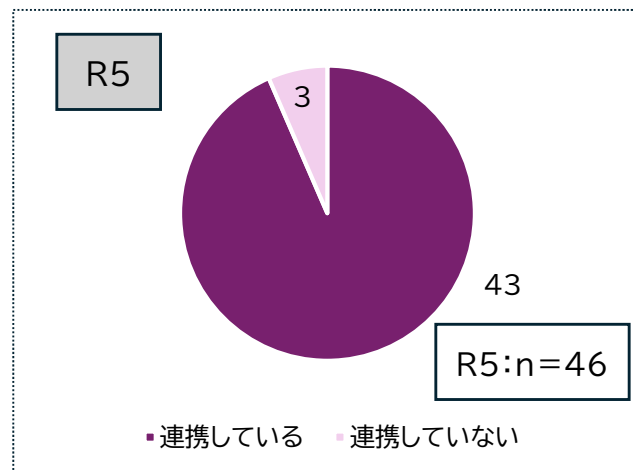
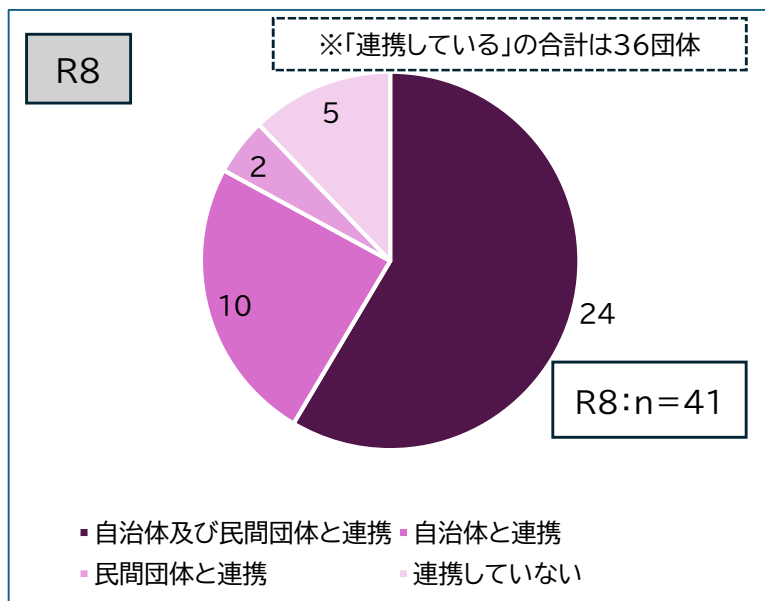
13 支援活動を行ううえでの課題（自由記述）①

居場所の提供	・手持ちの現金が少ない状況でのシェルター宿泊の長期化により宿泊者に負担が生じる。
	・不安が高く長期入所になるケースがある。
	・夜勤者の経験や部屋の空き具合によりお断りする場合があることが課題。
	・トランスジェンダーの人々が、安心して過ごせる居場所が乏しい。
相談支援	・SNS相談の中で、相談時間、返信のスピード、出来ること出来ないことなど、相手の思いに沿わないようなことが少しでもあれば、攻撃的になり対応が難しい場合がある。
	・外国語でのコミュニケーション支援や専門相談（弁護士、臨床心理士等）のため、現状の困りに自団体ですぐに対処できない難しさ。
一時保護	・生活スキル・社会スキルが乏しい母子の入所が増加。支援の時間に限りがあるため、スキルアップまでには至らない。
	・同伴児童が母からも虐待を受けていることがある。委託元に報告し、対応していただくが、児相との連携は難しく、心配な状況のまま退所していくことがある。
	・関東地方に住まいを構える際、希望に沿えないことが多い。居宅支援法人に依頼しても、審査が通らない。
	・措置児童と同じ居住スペースでの一時保護対応のため、常時受入が可能ではない。また、一方で、専用居室や専任担当を設けた場合、稼働率等の問題が生じる。そのノウハウが構築されていないため今後の課題。
居住支援	・シェルターを利用した人の退所後の住宅の確保は重要だが、その部分に十分な人手をかけることができない。経済的に余裕のない人も多く悪質な困窮者支援団体や居住支援法人等が本人を「支援する」という名目でつながり、劣悪な住居への入所を迫られたり、望まない家具什器を押し付けられるケースがある。
	・個室ではないことによって入所調整が不調に終わってしまい、経営に影響が出ている。
	・妊婦の場合、シェルター退所後の受け入れ先がない。
	・家賃や審査の制約で居住確保が困難な場合がある。
被害者回復支援	・親からの被虐待経験がある場合、トラウマを抱えている場合が多く、何処までをケアすればよいか難しい。
同伴児童への支援	・同伴児の男子（小学生高学年）は、女性ひとり又は幼い子どもと一緒に避難してくるケースが多いため、中学生以上の男子の同伴利用を断っている。高年齢の男子同伴の親子の避難先について検討する必要がある。
アフターケア	・寂しさから加害者に連絡を取ってしまい、支援者側に危険が及ぶ可能性がある場合の支援。
	・社会資源につながっていない方のアフターケアが難しいと感じることがある。
人員不足・人件費	・入所件数としては、むしろ減っているが、1ケースあたりの支援にかかる時間や関係機関は増えている。退所後支援や回復支援をもっと重点化させたい思いはあるが、体制的に難しい。
	・運営を寄付に頼っており、寄付収入が減っていることと、当初より職員の専門性を高めるために常勤職員の雇用が必要と考えてきたため、常勤職員2人という、今の支援体制を維持することが年々難しくなっている。
	・高齢化にともなう後継者不足や後継者育成の課題。ボランティアの高齢化。
	・求人を募集してもなかなか応募がない。ネットの求人掲載は多額の費用がかかるため利用しづらい。措置費の支給だけでは運営費用を賄いきれず、大口の寄付をいただくことでなんとか運営できている状態。そのためスタッフの給与水準を上げることができず、ますます離職や求人応募の少なさにつながっているように感じられる。
	・本人が支援を求めること自体に強い不安やためらいを抱えている場合が多く、相談につながるまで長期間を要することもある。支援開始後も、信頼関係を築きながら継続的に伴走する支援が求められる一方、アウトリーチや同行支援には多くの時間と人員を要するため、十分な支援体制の確保が課題となっている。

13 支援活動を行ううえでの課題（自由記述）②

人員不足・ 人件費	・スタッフはボランティアなので、日ごろは自身の仕事で忙しい。
	・専門性を維持・継続するための固定費および人件費が課題。経験豊富な専門スタッフに相応の報酬(人件費・謝金)を支払う資金が慢性的に不足。また、性的マイノリティ当事者は地方での葛藤から大阪府内の都市部に流入・居住する傾向があり、居場所の拠点も都市部に置く必要があるが、昨今の物価および賃料の高騰が直撃。
	・継続的に対応できる人材雇用と人件費の確保。専門性のある職員を安定して配置できる財政基盤が必要。
	・機動力の不足、人件費を含む支援にかかる経費の不足、基本的に手不足なのでできる支援の範囲が限られていること。
	・親との関係性から頼ってくる子たちの継続的な居場所、関わり場所としても行っているため年数ごとに支援対象者の人数が増えてくる上に、長期的になる女性は特に心身のアンバランスさもあって支援が困難ケースになるため、結果、人員不足になる。
	・専門性を維持・継続するための固定費および人件費が課題。居場所を求める当事者に対して専門性の高い包括的な支援の提供のため、経験豊富な専門スタッフに相応の報酬(人件費・謝金)を支払う資金が慢性的に不足。
行政機関との 連携	・行政窓口の混雑や制度説明の複雑さにより、相談者が必要な支援につながるまで時間を要する。居所秘匿や安全確保に関する制度が自治体ごとに異なり、調整に負担が生じる。
	・役所で相談を受けた窓口が責任を持ち、関係各所に繋いでほしい。「〇〇に相談してください」と、たらい回しにしないでほしい。
	・母子生活支援施設への入所のハードルが非常に高く、また高年齢男児だと入所できない場合も多く、そうした公的制度に当てはまらない人の相談が多い。
	・離婚ができていない実質ひとり親状態のケースは、「ひとり親」の認定がされず、様々な制度が使えず、生活が困窮する児童扶養手当申請の要件の柔軟化が必要。
	・相談の回数制限や期間制限などがある場合もあり、心理的自立、社会的自立を手にするまで相談を継続することができないことがある。
その他	・DV案件にも拘らず裁判所から親子交流の実施が決まった場合、支援者は加害者とも接しなければならず、支援者が暴言や暴力などの被害を受ける危険性があり、実際暴言は日常茶飯事である。DV被害により、相手方への恐怖心を持っている母親の気持ちを察して、子どもも親子交流を拒否してしまう場合があり、その際、相手方とのやり取りが非常に難しい。
	・暴力、貧困等、わかりやすい困難に焦点があたりがちで、構造的暴力である女性に対するディスパワメントの結果としての困難等は、個人の問題として支援の入り口で関わりを終了せざるを得ない傾向があると感じている。
	・性産業従事者については、まだまだ支援の前提に「辞めさせる」がある事が少なくない。その為に相談や困り事への解決の伴走として当事者が信頼出来ないハードルとなっている。性産業従事者について どのように捉えればよいのか、実態などエビデンスある調査などを元に研修も行なっているがまだまだ充分とは言えない。
	・暴力・支配・マインドコントロールから離れても大丈夫なことを体験し、自分の好きなことや、自分自身を取り戻す。
	・立地的に難しいことがたくさんある。

14 現時点で、関係機関（自治体【各市町村の女性相談部門、府女性相談センターや府子ども家庭センター等】や他の民間支援団体）と連携しているか



15 連携している自治体名、民間団体数、それぞれの連携内容（自由記述） ①

	連携している自治体数、民間団体数	連携内容
1	【自治体】7自治体など 【民間】全国女性シェルターネットと所属する64団体	一時保護の受託
2	【自治体】地域包括支援センター、大阪府女性相談センター、児童相談所、保健所、福祉事務所、1自治体 【民間】医療機関、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、相談支援事業所、司法書士、弁護士、法テラス、ハローワーク、民生委員、地区福祉委員、地域ボランティア団体	ケース会議、情報共有、医療・福祉のサービス調整、就労支援、受診同行、制度利用支援、見守り体制の構築等
3	【自治体】大阪府女性相談センター、1自治体 【民間】ワンストップ支援センター、全国女性シェルターネット	一時保護、事業の受託
4	【自治体】5自治体 【民間】2団体他多数	
5	【自治体】2自治体、大阪府女性相談センターなど 【民間】NPO法人など	
6	【自治体】1自治体 【民間】4団体	生活支援、育児支援、暴力・虐待相談支援、生活困窮者等に対する総合生活相談と経済的援助(現物支給)、離婚・負債等相談
7	【自治体】9自治体 【民間】6団体	電話相談・チャット相談、LINE相談、障がい福祉サービス、居場所、政策提言
8	【民間】5団体ほか	
9	【自治体】1自治体	会場等の無償提供、登録団体として連携、イベントでの広報協力
10	【自治体】1自治体	
11	【自治体】各市町村福祉事務所、大阪府女性相談センター、児童相談所 【民間】訪問看護ステーション	
12	【自治体】各自治体(児童福祉担当課・生活保護担当課等)、児童相談所 【民間】相談支援事業所、訪問看護事業所、弁護士事務所、就労支援事業所、他1	
13	【自治体】1自治体、大阪府女性相談センター	

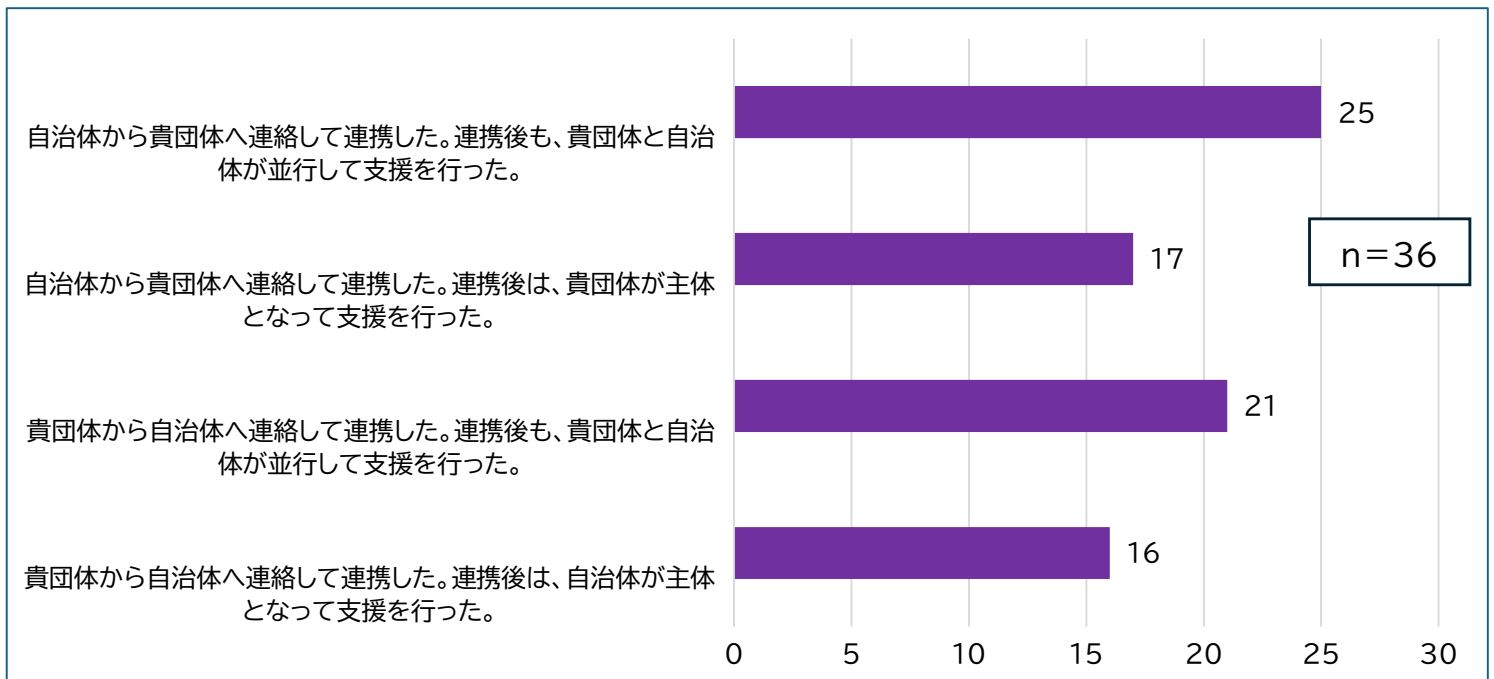
15 連携している自治体名、民間団体数、それぞれの連携内容（自由記述） ②

	連携している自治体数、民間団体数	連携内容
14	【自治体】1自治体、その他委託を受けている自治体 【民間】1団体	男女共同参画交流の広場の女性相談来所者相談、生活保護担当課等への協力
15	【自治体】児童相談所	
16	【自治体】11自治体 【民間】全国シェルターネット、DV対策連絡会議構成団体	安全確保のための相談連携、住民票支援措置の案内、制度利用の調整、相談者の保護・支援調整 広域支援ネットワークによる情報共有、支援調整、緊急時の連携
17	【自治体】6自治体 【民間】9団体	
18	【自治体】就労支援センター 【民間】障がい者団体、社会福祉協議会	
19	【民間】1団体	
20	【自治体】1自治体、府立高等学校 2校、スクールソーシャルワーカー	必要時の情報を共有、サポート
21	【自治体】全国の自治体 【自治体】1自治体 【警察】警察 【自治体】児童相談所 【自治体】大阪府女性相談センター 【民間】各居住支援法人	救護施設の入所に関すること 居住支援事業(旧一時生活支援事業)およびDV被害者等の入所に関すること DV被害者等の入所に関すること 入所者の子どもとの養育に関すること 一時保護後に救護施設へ入所した場合の支援に関すること 入所者の退所先の家探しのこと
22	【自治体】保健福祉、生活支援・子育て支援部門等 【自治体】大阪府(女性相談センター、各子ども家庭センター) 【自治体】相談者が居住する府内外の市区町村 【民間団体】母子生活支援施設、民間シェルター、社会福祉協議会、医療機関 法律相談機関、居住支援団体等	生活困窮、生活保護、母子支援、子どもの安全確認、制度利用、同行支援、個別ケースの情報共有 DV、虐待、養育困難等に関する相談、通告、安全確認一時保護や今後の支援に関する連携 個別ケースに応じ、女性相談、生活困窮、生活保護、児童福祉等の各担当部署への相談、同行、情報提供 固定的な協定に基づく連携というより、個別ケースに応じて連携
23	【自治体】2自治体、大阪府子ども家庭センター 【自治体】1自治体 【自治体】大阪府女性相談センター、各市町村のDV窓口 【民間】1団体	性暴力被害児の診療とケア 被害者の生活について相談 DVを受けている被害者の情報共有や支援相談
24	【自治体】1自治体 【民間】4団体	手続き等対応方法の相談、入所者の紹介 相談者からの依頼とフォロー、物資提供等の窓口
25	【自治体】大阪府、1自治体 【自治体】おおさかしごとフィールド 【自治体】男女共同参画部門 【自治体】ドーンセンター 【学校】各種学校 【民間】2団体	イベントへの後援名義 イベントへの相互参加、チラシ配布 講演に登壇 イベントに登壇 教員研修、LGBTQに関する体験学習の提供 居場所運営、相談業務の委託、審議委員、イベント登壇、ボランティアの紹介をしてもらう

15 連携している自治体名、民間団体数、それぞれの連携内容（自由記述） ③

	連携している自治体名、民間団体数	連携内容
26	【自治体】児童相談所	子どもの一時保護、自立援助ホーム入居について
	【自治体】他の都道府県の子どもシェルター	子どもシェルター全国ネットワーク会議を通じての情報共有、研修の実施、遠方の子どもからの相談について、近くに他の子どもシェルターがあった場合はそちらを紹介
	【民間】3団体	法的知識が必要なケースの協働支援、その他
27	【自治体】大阪府	スマホ制限緩和一時保護、シェルター事業
	【民間】1団体	相談支援
28	【自治体】大阪府下の市区町村(生活保護課、障がい福祉課、高齢福祉課、保険年金課、人権課、家児相)	
	【自治体】児童相談所	虐待通告により面接
	【自治体】大阪府下の保健センター	妊婦の病院調整
	【民間】近隣の医療機関	保険証や所持金での課題があった時でも受診させてもらっている
	【民間】居宅支援法人	利用者に負債があった場合の物件依頼
	【民間】不動産業者	物件依頼
29	【民間】弁護士事務所	離婚、債務整理等の相談、依頼
	【自治体】大阪府感染症対策課、1自治体(保健所)	相談対応研修
30	【自治体】大阪府女性相談センター	
31	【自治体】大阪府女性相談センター、大阪府内市町村各担当課(女性・人権・外国人相談・生活支援等) 【民間】大阪府内市町村国際交流協会 等	
32	【自治体】大阪府女性相談センター	一時保護の受託
33	【自治体】1自治体 【民間】5団体	
34	【民間】1団体	
35	【自治体】大阪府女性相談センター	
36	【自治体】1自治体、児童相談所	引きこもり支援、育児の悩み相談
	【民間】社会福祉協議会	引きこもり支援

16 どのような形で連携を行ったか（複数選択可）



17 自治体（各市町村の女性相談部門、府女性相談センターや府子ども家庭センター等）との連携において、課題と感じている点（自由記述） ①

自治体の対応	・自治体へ相談をつないだ後の対応や役割分担が見えにくい。民間団体から情報提供や通告を行っても、「受け付けた」「今後検討する」との回答にとどまり、その後の支援方針や、どの機関が何を担うのかが共有されないことがある。連携に必要な範囲での情報共有も難しく、民間側が引き続きどこまで対応すべきか判断できない場合がある。 ・自治体と役割を分担して協働するというよりも、民間のシェルターに委ねられることが多く、連携体制の強化が課題。 ・夜間・休日を含む緊急時の受け皿の充実が必要 ・自治体が休みの日は、担当部署との連絡が取りづらく、必要な連携に時間がかかってしまう状況がある。 ・女性相談と子育て支援の両方に関わる機関である為、方針の違いなど板挟みになるケースがある。自立支援を目指すためエンパワメントを引き出す支援をしたいが、うまく連携できず、自治体が率先してやってしまう為、本来の力が見えなくなる。虐待に対し、早期介入することで、分離を防げることも多いと思うが、中々それぞれの立場の違いがあり、介入してもらえない。 ・シェルター提供の場合、居住が一定期間なければ生活保護の相談等が難しい。（基本的に受けることができない）また、施設では入居をしなければ生活保護の申請ができない。 ・要保護児童ではないかと思う家庭の状況を女性相談センター経由で自治体に伝えても、動いてくれない。
自治体内での連携	・女性が抱える課題は制度ごとに整理できるものではなく、複数分野にまたがることが多い。一方で、行政は制度ごとに担当部署が分かれているため、相談者が複数の窓口を行き来する負担が生じる場合がある。 ・支援機関間で役割や支援方針が異なる場合、調整や情報共有に時間を要することがある。相談者を中心とした切れ目のない支援体制の構築が必要と感じている。 ・当事者が外国人の場合、当事者自身が女性相談の仕組みや受けられる公的支援を十分に認知していないことや、場合によっては支援者側も外国人であることだけで、対応を外国人（＝多くは国際交流や多文化共生等の）担当課に回してしまい、必要な相談・支援にたどり着くまでに時間がかかる場合もある。また、支援を受けることで在留資格の更新に影響が出る可能性を心配し、躊躇する傾向が高い。 ・行政手続きについて、国保、生保、子育て支援、教育関係などそれぞれの担当課で何度も説明しなければならず、被害者の負担が大きくなっている。 ・複合的な課題を家庭全体で捉えるケース調整、緊急度や対応方針についての共通認識、民間団体を含めた役割分担の明確化、支援に必要な範囲での経過や方針の共有、相談者が窓口を転々としなくてもよい連携体制。 ・女性支援の仕組みが、困窮者支援の分野とDVや親族間暴力等のいわゆる被害者支援の分野に分断されてしまっている。 ・女性本人の困窮、DV、精神的不調、子どもの養育環境など、複数の問題が重なっているケースでも、担当部署ごとに相談内容が分かれ、家庭全体を見た支援調整が行われにくいと感じる。特に、女性相談、生活困窮、生活保護児童福祉、保健・医療の間を、相談者自身や民間団体が何度も説明しながら繋がないといけないことがある。 ・自治体担当者の異動による関係性の再構築・各部署間での支援のあり方への情報共有（どこまでの支援が可能か）。 ・DVと虐待（児相と女相）の連携が深まり、支援・認識が共通になってくればくるほど、こちらも支援がしやすくなる。 ・各市町村の女性相談等に相談をしても、たらいまわしにされたり、さらに次の相談先の紹介のみで終了するケースが非常に多い。ある方は「相談しても何回も同じことを聞かれ、話をしたが、結局パンフレットが増えるだけ」「ほしいのと一緒に動いてくれる人」と語っている。

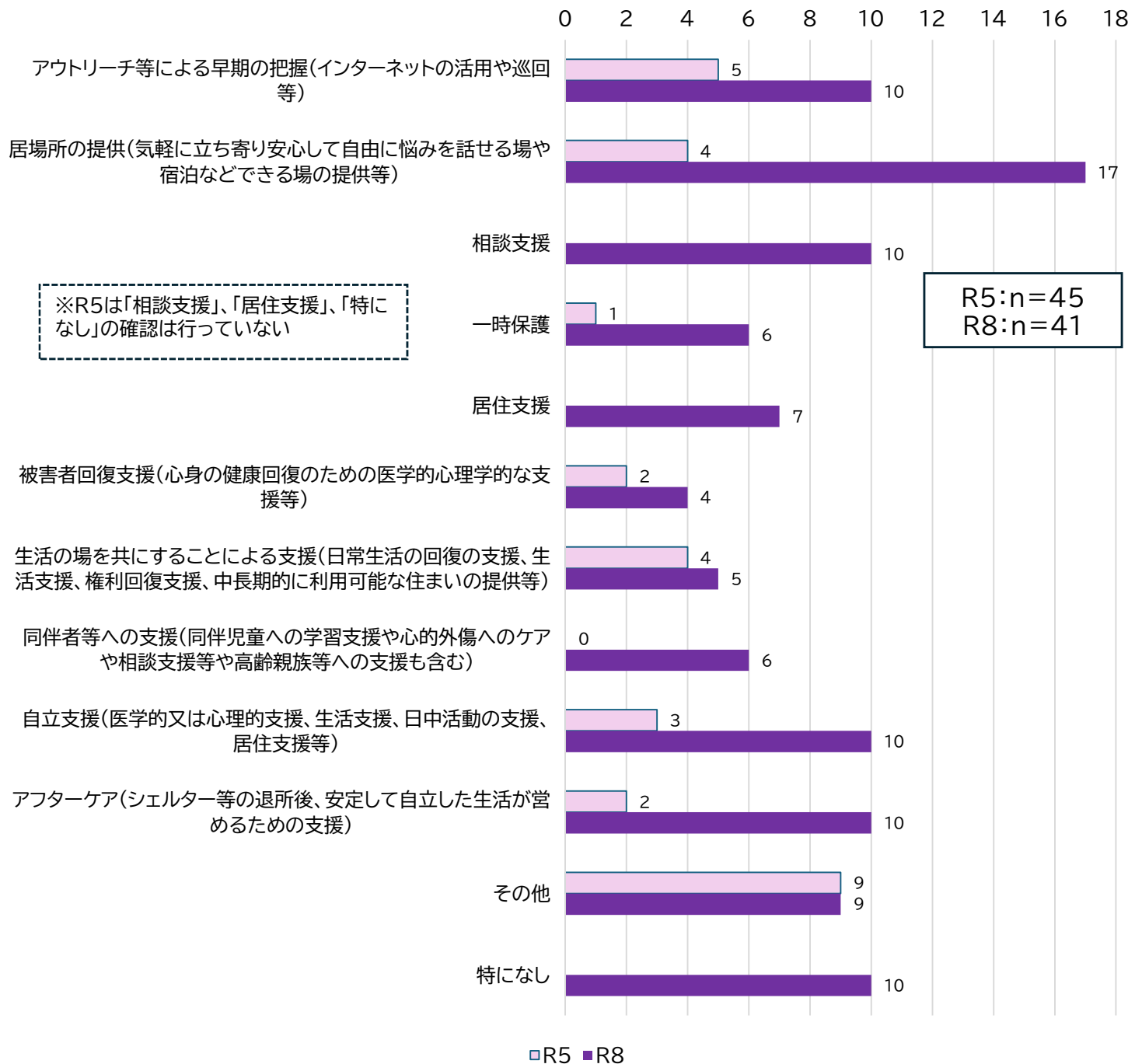
17 自治体（各市町村の女性相談部門、府女性相談センターや府子ども家庭センター等）との連携において、課題と感じている点（自由記述） ②

自治体職員の知識	・親子交流や共同養育について知識が乏しいと感じている。
	・若年女性の相談業務を受けている公的窓口の方から相談を受けることがあるが、内容を聞くと、その相談をしてきた窓口がまさに対応すべき事柄であるなど、基本的な知識の部分であったりすることがある。
	・職員の異動・退職により、知識と経験、関係性が積み上がらない。人により専門知識と対人援助技術に差がある。
	・母子生活支援施設の利用者との面談で、脅迫的な説明をして、利用者に精神的苦痛を与える市区町村がある。
	・性的マイノリティに関する理解と対応力の不足。各部門の自治体職員において、性的マイノリティの置かれている状況や相談ニーズに対する理解が十分とは言えず、共通認識の形成に課題を感じている。
自治体間の差	・自治体により支援内容・頻度・関わる姿勢が異なる。
	・生活保護との連携において、DV被害者・暴力被害者に対する支援にズレがある。（役所によっては、荷物の取り出しが難しい場合は、被服費や特別基準枠での見積もりの対応をしてもらえることもあれば、必要最低限の物しか見積もりできない）すぐ生活を始めるために、何が必要か、その時その時の利用者の状況を見て対応をしてほしいと思う。
	・制度の説明が自治体ごとに異なるため、相談者が混乱しやすい点。緊急時の連絡体制が自治体によって速度に差がある点。
	・担当者や地域による対応差を小さくするための研修が必要
	・自治体や担当者によって対応や判断に差があり、相談者が「相談しても何も変わらなかった」「かえって傷ついた」と感じ、その後の相談を諦めてしまうこともある。
各自治体の取組内容が分からない	・どのようなケースで、どのように連携しているのかわからず、府のセンターとは連携したことがない。また困難女性支援法が施行したことで、府がどのような社会資源を配置したのか、情報が把握できていない。
	・障がい、高齢も含む、市区町村の各部署がどのような対応や支援ができるかが分かる一覧が欲しい。
財政的負担	・ペット付きでの入所対応をしているが、一時保護に係る業務委託費が十分でなく、当方が費用を負担せざるを得ない状況が生じ、財政負担が大きい。
連携する機会がない	・意見交換などを行い、ニーズの把握や可能な支援で協力をしたい。
その他	・実際に本人と子どもの暮らしや安全がどう変わったかまで確認する連携が必要だと感じてる。
	・地域における民間支援リソースの空洞化に対する認識不足。本年度、海外の政治的情勢や経済的影響等に伴い、民間企業や財団からの寄付が途絶えるなどして、性的マイノリティを支援する民間団体の撤退や事業縮小が相次いでいる。大阪府計画において「民間団体を増やすことが重要」と掲げられている一方で、自治体側がこの地域社会資源の「空洞化」の実態をどの程度把握できているか懸念がある。本アンケートのようなモニタリングは非常に有意義であるため、定期的に実施し、現状に対する共通認識を強めていただきたい。
	・既存の支援・助成対象における課題。自治体における困難女性支援や各種助成の対象において、性的マイノリティ当事者やその支援を行う団体が活用しづらい要件になっている場合がある。困難な問題を抱える「女性」の定義や支援枠組みの中に性的マイノリティも含め、適用可能な資金的支援や助成メニューの枠組みを広げていただくよう求める。
	・LGBTQ+かつ困難女性について、行政に相談に行くのも困難な方が繋がってくるため、社会資源として活用していただき、もっと連携を強めたい。
	・後継者育成が共同して行うことができない。
	・女性支援法によって、女性相談員の配置が進み、同行や必要な窓口紹介の支援ができるようになったが、従来の女性専門相談員による継続した人間関係の中で問題に向き合う事とは別のものである事の認識が必要。
	・対人業務であるため、なかなかマニュアル化が難しい。
	・中高年女性への支援に比して、若年女性への支援が手薄になっている印象がある。どうやって情報を届けるかが課題であると同時に、より細やかな支援が必要な若年世代への支援が、現在の体制で可能か確信が持てていない。

18 女性支援にあたり、自治体（各市町村の女性相談部門、府女性相談センターや府子ども家庭センター）と連携せず、民間団体のみで支援を行うことで、支援が円滑に進んでいるようなケース（自由記述）

相談者が行政の支援を望まない場合	・本人が行政への不信や抵抗感を持っている場合、まず民間団体が食料支援や相談対応を続けることで、関係が切れず、生活の安定に繋がることがある。ただし、民間だけが望ましいのではなく、本人の納得と信頼関係を保ちながら、必要な時期に行政や医療へつなぐことが重要。
	・公的支援や公的シェルターを望まない相談者の対応で、一時的な避難先が必要な場合は連絡を取り合い対応している。
	・行政への相談に抵抗感を抱く方や、制度利用に強い不安を感じる方については、まず地域や民間団体との関係づくりから支援を開始し、安心して相談できる関係性を築けたケースがある。その後、本人の意思を尊重しながら必要な行政支援へ繋ぐことで、円滑な支援に繋がった事例もある。
必ず自治体と関わっているという意見	・一時保護に至るケースの場合、自治体のDVセンターや子育て支援、高齢福祉、障害福祉など関係機関につなぎ、役割を分担しながら継続的に見守りを行うなど他機関連携による支援体制が不可欠であると考えている。
	・全てのケースで自治体と関わっている。
	・民間団体との間には自治体が間に入っている為、民間団体のみと連携することがない。
その他	・弁護士と警察が連携して支援していた方を弁護士から紹介され、他の民間支援団体のステップハウスに繋いだ。そこに1年以上長期入所し、不動産屋の紹介や社会保障・手続きなどに関する情報提供・つなぎ支援を行っていた。
	・居所秘匿が必要な相談者で、行政窓口に行くこと自体が危険なケース。SNS相談から生活支援まで民間で完結したケース。
	・個人情報共有しやすい。長期的支援により双方からのサポートが可能であり、相談者も複数の相談先があることで、サポートを受けやすく、問題の早期解決ができる。
	・行政からは実質的な支援を受けられず、自力での対応を求められていたケース。
	・自治体とは毎月ケース会議を行い情報共有を進めているが、さまざまな見立てから一時的に自治体がケースから外れることもある。その後も民間団体で継続して見守り支援を行うことで、困りごとが生じた際には速やかに対応できる体制を整えている。
	・性的マイノリティや多様な性のありかたを前提とする対応のニーズがあるご本人の支援について、すでに信頼関係が構築されている民間団体が主導する場合。行政制度の枠にとらわれず、当該団体を通じて障がい福祉サービスや制度外の社会資源（居場所の提供など）を柔軟に組み合わせ、本人の年齢層や状況に合わせた多重かつ多面的な支援を円滑に展開できている事例がある。
	・DVからの避難先として「ステップハウス」を運営。審査もなく、空いていればいつでも利用可能。家賃光熱水費は無料で家電家具が揃っているため着の身着のままでも駆け込める。まずは安心安全な場所でゆっくりしていただき、その後警察への相談、役所への各種手続き、次のステップのための市営住宅優先入所手続きや協力してもらえない不動産屋での民間賃貸住宅探し、などの次のステップにスムーズに進むことができる。
	・今すぐ、というスピード感をもって対応することができる。

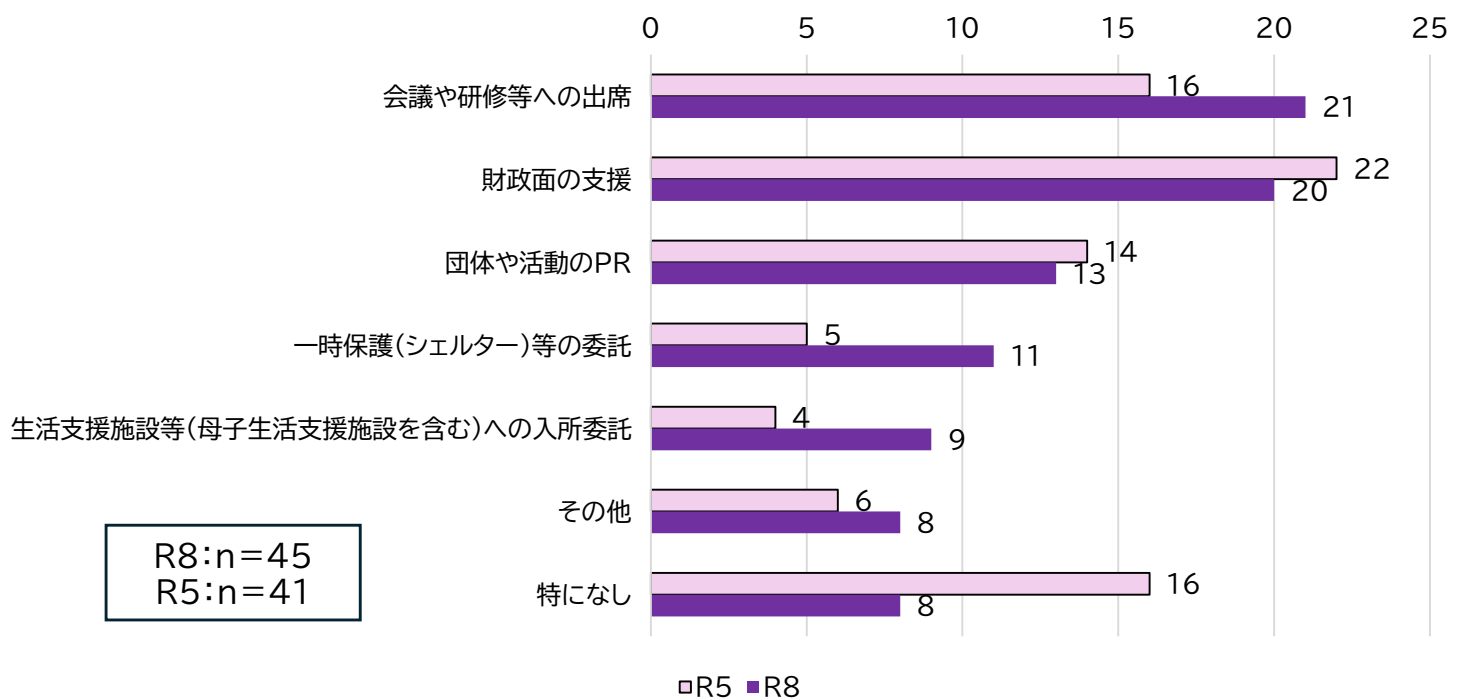
19 今後取り組みたいと考えている、もしくは取り組みを予定している支援活動（複数選択可）



その他内容（R8）

- ・ユースステーション（性教育・カウンセリング）
- ・こどもたちへの安全教育
- ・ステップハウスの運営、自立援助ホームの運営
- ・広域連携の強化、SNS相談の拡充、生活困難者への継続支援体制の強化
- ・困難な状況にある方々が利用できる多世代交流型子ども食堂
- ・女性が安心して語れる場の運営
- ・食支援を入口とした伴走支援、若者・シングルマザーの就労支援（仕事づくり）、行政・学校・医療等との同行支援、制度利用支援、地域とのつながりづくり。

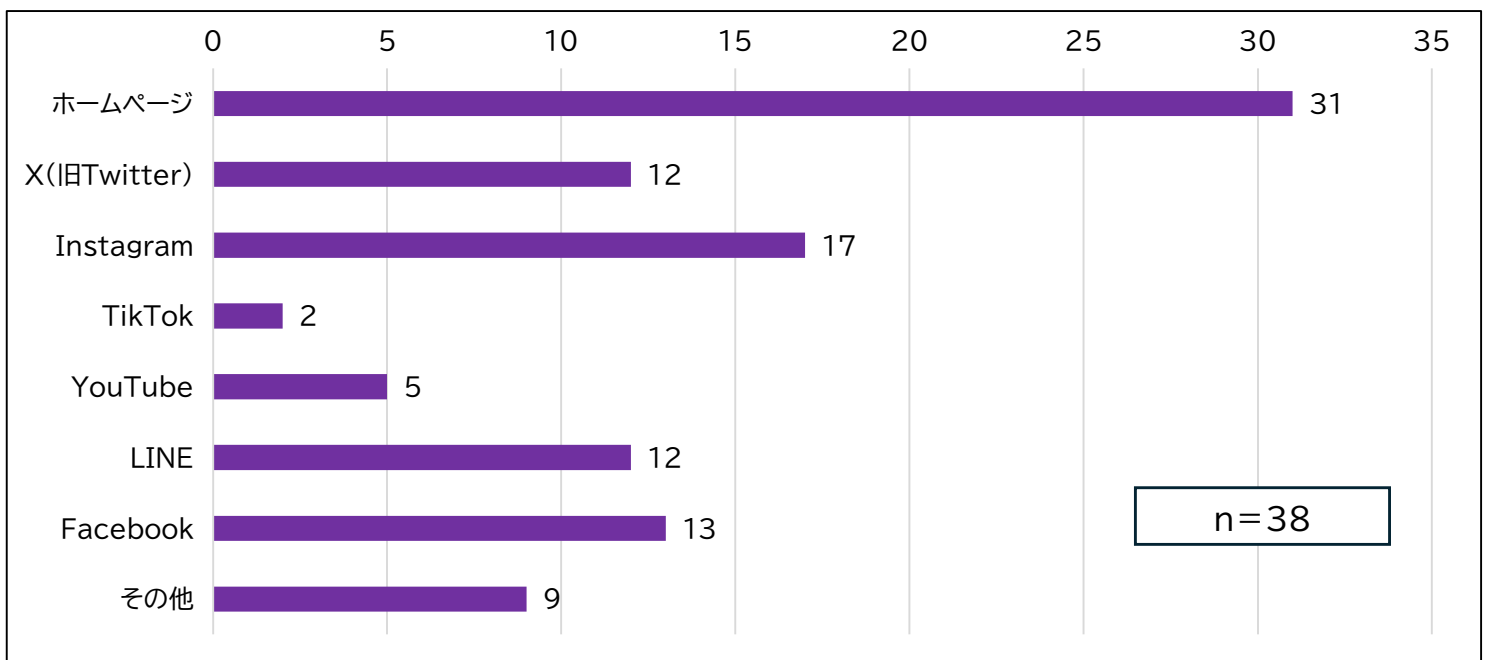
20 現行の支援活動及び質問19で回答された今後取り組みを予定している支援活動において、希望する行政機関との連携（複数選択可）



その他内容（R8）

- ・広域連携に関する情報共有体制の強化、緊急時の連絡体制の統一化
- ・複合的困難を抱え、福祉ニーズを持つ来館者も多く、NP0だけでは限界。ぜひ行政の事業として位置付けてほしい。
- ・教育委員会 男女共生センター 人権協議会 など
- ・個別ケースにおける情報共有、役割分担、同行支援、支援方針の協議など、継続的な連携体制。
- ・裁判所との連携ができないことがもどかしい。調査官調査報告書と調停調書だけで支援計画を作成しなければならない。
- ・生活の場を共にしながら支援ができるようになると、まず環境を整えることが可能になり、より安定した支援に繋がると考えている。ただ、そのためには場の確保や必要な備品の準備に加え、スタッフを24時間体制で配置する必要があり、実現には高いハードルがある。
- ・役所がたらい回しにしなければ、各種窓口の説明をするために動かなくていいので、相談を受けた人が責任を持って対応してほしい。

24 広報活動されている場合、その媒体（複数選択可）



その他内容

- ・チラシやカード
- ・note
- ・Threads
- ・郵送とメールでサポーターへ通信を配信
- ・LINE
- ・広報誌
- ・行政との連携会議、地域支援団体との情報共有
- ・法務省のホームページに掲載
- ・特に行っていない

25 令和6年度に民間団体同士の情報交換等を目的とした交流会を開催したが、こうした試みについて定期的に実施してほしい等、ご意見があれば教えてください。(自由記述)

継続実施を求める意見	・ぜひ継続し、官民協同で支援体制をつくり、被害女性のための支援の充足を図りたい。
	・みなさん忙しく難しいと思うが、交流会を行う事で実際の支援を聞くことができ、連携しやすくなると思う。
	・交流会のおかげで、その後、接点が薄かった民間シェルターとの情報交換ができた。これから、基本計画・女性支援全体をより充実・機能させるために支援連携に関する研修や事例検討会などもぜひ実施してほしい。
	・定期的に実施してほしい。(複数回答)
	・最低年に1回の情報交換等を目的とした場が理想。
	・他施設や他団体との連携強化や支援内容等の共有など、普段関わりが少ない施設や団体職員との交流が図れるため、定期的に実施をしてほしい。
	・他所の具体的な事例等を知る機会になるので、定期的な開催があれば参加したい。
	・定期的な実施により、民間団体同士の情報共有が進み、支援の質向上につながるため、継続を希望する。
	・現場対応に追われ、他団体と情報交換する機会を持つことが難しいため、このような場は貴重だと感じる。団体同士だけでなく行政も交え、現場の課題や連携のあり方を共有し、施策や支援体制の改善につながる場になることを期待する。
	・定期的に実施してほしい。他の取り組み内容を知り勉強したい。
その他	・日常的に交流を行えていないため、定期的に交流の場があれば、様々な団体の活動内容を知ることができるのでありがたい。
	・開催して下さるのはうれしいが、現状、参加が難しいことが多い。
	・研修や事例報告のような形で実施してほしい。
	・大阪府下のほかの女性支援の中でも、多様な性のありかたを前提とする対応が求められるケースが一定数あることが予想され、性的マイノリティの権利擁護など継続的な啓発や支援に関する検討を含む情報交換の機会を実施してほしいです。
	・特にない。大阪府から委託を受けている団体は本音を話せないこともあったので、それでは本当に必要なことが見えてこないと思う。

26 その他意見(自由記述)

自治体との連携	・現場では、DV、貧困、孤立、精神的不調、子どもの養育など、複数の課題が重なっているケースがほとんど。制度や担当部署ごとに分けるのではなく、本人と子どもの暮らし全体を支える視点で、行政と民間がそれぞれの強みを生かして連携できる体制づくりを期待。
	・行政との連携は重要ですが、行政が担うべき調整や継続支援まで、財源や役割分担が曖昧なまま民間団体に委ねられることがある。民間団体の善意や持ち出しを前提とせず、必要な人件費や活動費を含めた適正な委託と、対等な役割分担を求める。
	・困難な問題を抱える女性への支援については、複雑多様な課題の解決・改善に向けて、1機関の対応だけでは難しいケースも多い為、地域の各関係機関の連携は重要であり、それぞれの機関の機能を活かした支援が出来ればと思う。
若年女性	・相談者の年齢が18歳を超えると児童相談所としてできない、と言われたと、子どもや子どもの学校の先生から、相談の電話がかかってくるケースがある。18歳成人になったとはいえ、高校生の年齢でもあるため、もう少し子ども支援の枠組みでの対応はできないか。
	・性産業が、困難を抱えた若年女性の救済場所になっている現状がある。当該女性が相談の場所に現れても、支援団体につなぐこともなかなかうまくできない。性産業が福祉の代替になっている現状が何とかならないかと思っている。
	・若い世代の女性が性産業に巻き込まれている現状をととても心配している。
その他	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にもとづく取り組みにおいて、トランスジェンダーの人々に対する支援の現状や課題について、自治体や民間の関連団体と情報共有・意見交換したいと考えています。
	・女性のエンパワメントをめざす支援が暴力、虐待、貧困等わかりやすい問題の背景に追いやられている印象がある。
	・中高年～高齢女性の離婚や貧困、DVなども一定数あることを懸念している。
	・制度を守って人を守らずではなく、人を人として大切にしてほしいです。目指すゴールはみんな同じなので、どうぞよろしくお願いします。公営住宅を活用した居住支援に関しては、都市整備部、住宅建築局、住宅経営室の皆さんに柔軟にご対応いただいているので、とても助かっている。
	・相談業務の取り組みを重ねる中で、親子支援は妊娠期から、あるいは子どもの頃から関わるのが大切であると確信している。
	・父母間のDVに巻き込まれている子どもの気持ちに日々寄り添って支援している。DV被害を受けた母親と暮らしている子どもが、DV加害者である父親と親子交流しています。悪化したケースもあれば、グッドプラクティスもある。支援現場の実態などお伝えできる機会がございましたら、参加させていただきたい。
	・令和6年度実施の交流会に参加したが、たくさんある女性支援団体のなかで、定期の食糧支援をしているのは当団体のみであったことに驚いた。「相談」は長い間に培った信頼関係がなければできない。当団体が実施している食糧支援は申請も審査もなく、在庫があれば登録して毎月発送している。
	・女性へ特化した支援は実施しておらず、障害福祉サービス、ひきこもり支援、生活困窮者支援の中での結果、女性の支援をしている。